

新規制基準に伴う設工認申請について

1. はじめに

新規制基準に伴う設工認申請書について、申請すべき内容に漏れがなく、かつ効率的な審査が可能となる構成を検討した。

また、設工認申請は、施設の状況（使用前検査受検中施設／供用中施設）を踏まえ、再処理設備本体は炉規法第45条第2項、使用済燃料受入れ及び貯蔵施設は炉規法第45条第1項に基づく変更認可申請を行う。

今回は、設工認申請書の構成、変更申請の申請方法等について説明する。

2. 説明内容

以下の事項について説明する。（資料－1参照）

（1）申請対象

➤ 申請対象は、新規制基準で追加・変更された要求事項に係る設備とする。

（2）設工認の構成

- 申請書の構成は、発電炉の工認を参考とし、以下のとおり追加・変更する。
- ① 施設共通の基本設計方針、工事の方法、工事フロー図を追加する。
 - ② 仕様表の作成対象および設備の機種ごとの仕様表の記載項目を決める。
 - ③ 工事工程表、設計及び工事に係る品質マネジメントシステム、事業変更許可申請書との整合性を説明する書類を追加する。
 - ④ 図面類（配置図、構造図等）は添付書類に変更する。

（3）申請方法

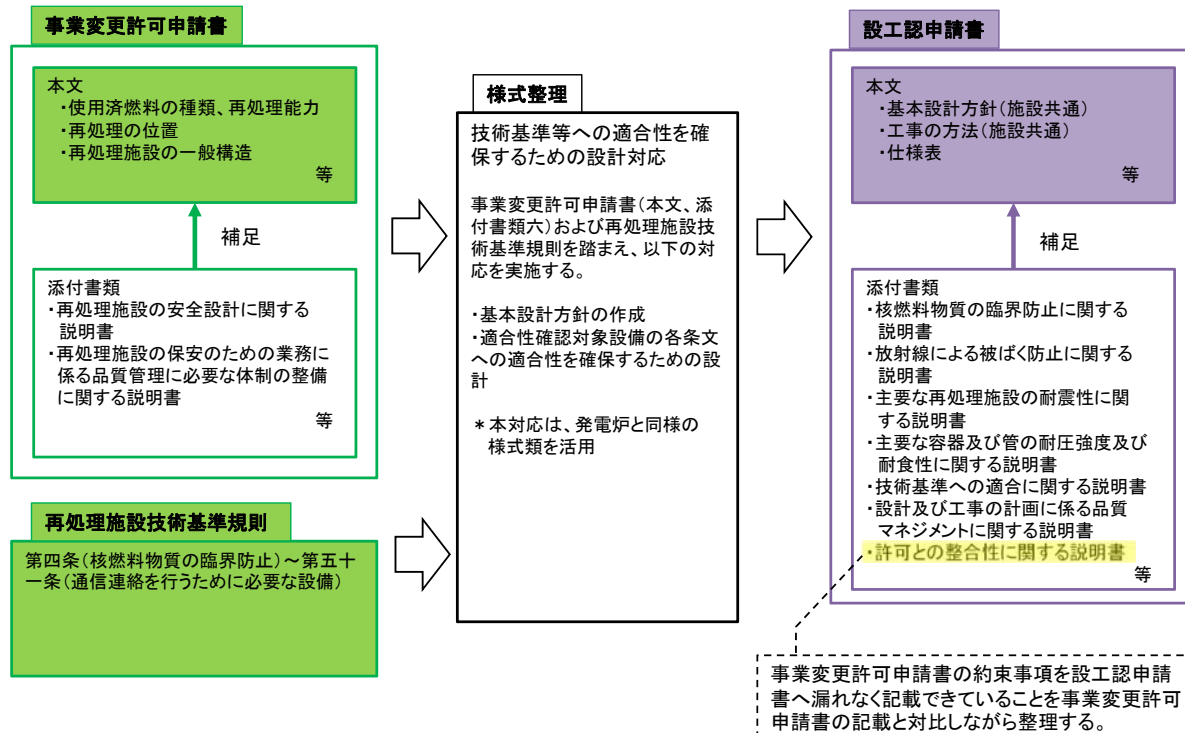
➤ 炉規法第45条第2項に基づく変更申請は、既認可の記載事項に変更がある箇所を変更する。炉規法第45条第1項に基づく変更申請は、申請対象設備に係る設工認本文、添付書類のうち追加または変更がある評価書等を添付する。また、設工認の添付書類は、既認可の添付書類の構成は変更せず、後ろに新規の評価書等を添付する。

（4）その他

➤ 技術基準等への適合性を確保するための設計対応は、発電炉と同様の様式類を活用する。

以上

設工認申請書は、認可要件(事業変更許可申請書どおりであること、再処理技術基準規則に適合すること)を満足していることについて、以下のとおり必要事項を整理した上で申請する。



1. 申請対象

(1) 新規制基準で追加・変更された要求事項に係る設備を申請対象とする。

2. 設工認の構成

設工認申請書の作成にあたっては、申請すべき内容に漏れないこと、また効率的な審査が可能となることを考慮し、構成を以下のとおりとする。

(1) 新たな項目として施設共通の基本設計方針を追加する。(添付資料－1参照)

- ✓ 既認可の設工認申請書では、全ての設備区分にそれぞれ「設計の基本方針」を記載していた。
- ✓ 新規制基準で追加された施設共通の要求事項(内部火災、外部衝撃、溢水・薬品漏えい、重大事故 等)に係る基本方針については、設備区分ごとに記載せず、新たな項目として施設共通の「基本設計方針」を追加することで全ての設備を対象とした方針とする。
- ✓ 基本設計方針の作成にあたっては、発電炉と同様に事業変更許可申請書での約束事項が漏れないように事業変更許可申請書の記載事項と対比しながら整理を実施する。

(2) 設備のグレードに応じて設工認の記載の内容を書き分ける。(添付資料－2参照)

- ✓ 発電炉では炉規則別表第二において設備ごとに申請書へ記載すべき内容が示されているが、再処理ではこれに相当するものがない。
- ✓ 事業変更許可申請書の記載の有無および設備の重要度(安重区分、重大事故等対処施設等)を踏まえた設備のグレードに応じて、仕様表(発電炉の要目表に相当するもの)の作成対象を決める。
- ✓ 仕様表の記載項目は、既認可の設工認申請書の仕様表や発電炉の工認の要目表の記載を踏まえて、設備の機種ごとに決める。仕様表の記載項目は、別途説明する。

- (3) 施設共通の工事の方法、工事フロー図を本文に添付する。
 - ✓ 発電炉の工認の記載を踏まえ、施設共通の工事の方法、工事フロー図を添付する。
- (4) 工事工程表を本文に添付する。
 - ✓ 発電炉の工認の記載を踏まえ、施設共通で工事工程表を本文に添付する。
- (5) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムを本文および添付書類に添付する。
 - ✓ 発電炉の工認の記載を踏まえ、事業変更許可申請書の本文および添付書類九の内容を踏まえた書類を本文、添付書類に添付する。
- (6) 事業変更許可申請書との整合性を説明する書類を添付書類に添付する。
 - ✓ 発電炉の工認の記載を踏まえ、事業変更許可申請書への整合性を説明する書類を添付する。
- (7) 図面類(配置図、構造図等)は添付書類とする。
 - ✓ 発電炉の工認の記載を踏まえ、新規に申請する設備の図面類(配置図、構造図等)は、添付書類とする。

3. 申請方法

- (1) 再処理設備本体は、炉規法第45条第2項に基づく変更申請を以下のとおり行う。
 - ✓ 既認可の設工認の記載事項に変更がある箇所を変更する。
 - ✓ 重大事故等対処に係る設備等の新規で申請対象とする設備も申請する。
- (2) 使用済燃料受入れ及び貯蔵施設は、炉規法第45条第1項に基づく変更申請を以下のとおり行う。
 - ✓ 申請対象設備に係る設工認本文(仕様表 等)、添付書類のうち追加または変更がある評価書等を申請する。
 - ✓ 既認可の設工認から変更がない評価書等は、添付しない。
- (3) 設工認の添付書類の構成は明確に規定されたものがないことから、既認可の設工認の添付書類の構成は変更せず、添付書類の後ろに新規の評価書等を添付する。(添付書類の全体構成については別途説明する。)

4. その他

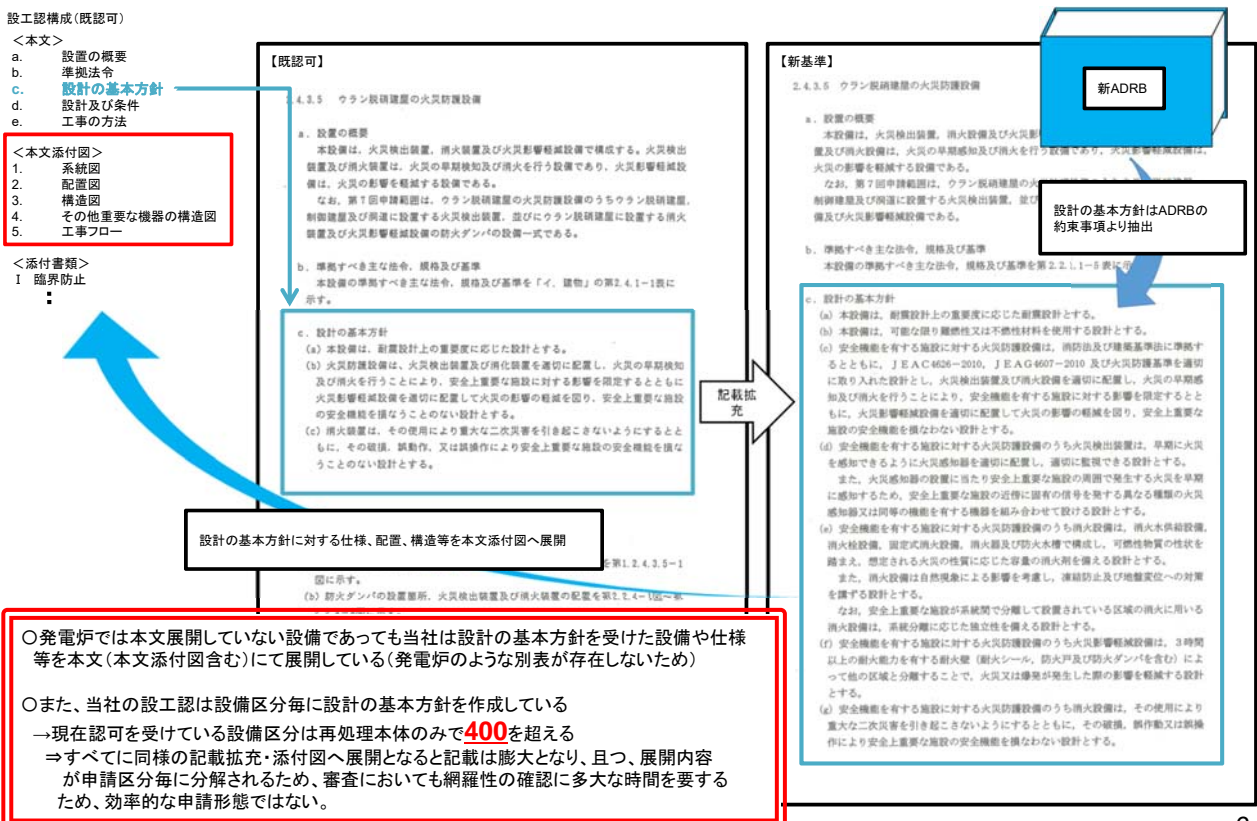
(1) 技術基準等への適合性を確保するための設計対応として、発電炉と同様の様式を活用する。

- ✓ 事業変更許可申請書の添付書類九「変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要体制の整備に関する説明書」に基づき、技術基準規則等への適合性を確保するための設計（「基本設計方針の作成」、「適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計」）として、発電炉と同様の様式類を活用する。
- ✓ 発電炉と同様の対応を実施するにあたっては、再処理施設は発電炉とは異なり、規則に別表第二がなく、様式の一部を変更する必要があるため、当該内容を説明する。

5. 今後の予定

設備の機種ごとの仕様表への記載内容、添付書類の全体構成、発電炉と同様の様式から一部変更したものの具体については、今後説明していく。

設工認の現状と課題





発電炉工認における対応

工認構成(発電炉・新基準)

- <本文>
- ・要目表
- ・基本設計方針(共通・個別項目)
- ・主要設備、兼用設備リスト
- ・適用基準、規格
- ・品質管理に関する事項

○施設の種類ごとに基本設計方針を取り纏めて作成

○共通項目(火災防護設備が適用を受ける別の項目)がある場合は該当する項目を呼び込む

○要目表の記載対象以外も含め、基準適合のための設計方針、設計仕様及び対象設備を個別項目として網羅的に記載している

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。

第1章 共通項目

火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2.2 津波による損傷の防止を除く。)、5. 設備に対する要求、6. その他」の基本設計方針については、原子炉が冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 火災防護設備の基本設計方針

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。

発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないように、適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。火災防護上重要な機器等は、上記構築物、系統及び機器のうち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器とする。

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。

- ① 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能
- ② 過剰反応度の印加防止機能
- ③ 炉心形状の維持機能
- ④ 原子炉の緊急停止機能
- ⑤ 未臨界維持機能
- ⑥ 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能
- ⑦ 原子炉停止後の除熱機能
- ⑧ 炉心冷却機能
- ⑨ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能
- ⑩ 安全上特に重要な関連機能

発電炉では要目表に記載する対象は法律(規則:別表第二)にて規定されており、要目表記載対象以外の基準適合のために必要な設備等は本項の基本設計方針に展開している。

⇒発電炉の基本設計方針の申請形態を**当社にも採用し、基準適合のための設計方針については全て基本設計方針に盛り込むとともに、重要度の高い主要設備のみ仕様表へ展開することで、抜けなく網羅的に、且つ効率的な申請を実施していきたい。**



新基準設工認の構成見直し案(再処理本体:2項変更の場合)

	再処理設工認(既認可)	再処理設工認(2020年4月以降) ※新検査制度に係る法律改正を含む	法律改正 変更箇所	【参考】発電炉工認 (2020年3月以前)
本文	一 代表者の氏名等 二 再処理施設を設置する事業所の名称及び所在地 三 設計及び工事の方法 <本文> ●●設備 a.設置(変更)の概要 b.準拠すべき主な法令、基準及び規格 c.設計の基本方針 d.設計条件及び仕様(仕様表含む) e.工事の方法 <本文添付> ・準拠すべき主な法令、規格及び規格表 ・系統図 ・配置図 ・構造図 ・その他の重要な機器等の構造図 ・工事フロー図	一 代表者の氏名等 二 再処理施設を設置する事業所の名称及び所在地 三 設計及び工事の方法 <本文> 施設共通 基本設計方針(施設共通) 工事の方法(施設共通) ●●設備 a.設置(変更)の概要 b.準拠すべき主な法令、基準及び規格 c.設計の基本方針 d.設計条件及び仕様(仕様表含む) e.工事の方法 <本文添付> ・準拠すべき主な法令、規格及び規格表 ・系統図 ・配置図 ・構造図 ・その他の重要な機器等の構造図 ・工事フロー図		I 代表者の氏名等 II 工事計画 <本文> ・要目表 ・基本設計方針(共通・個別項目) ・主要設備、兼用設備リスト ・適用基準、規格 ・品質管理に関する事項
	四 品質管理に関する事項	四 工事工程表	○	III 工事工程表
添付書類	五 変更の理由 I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 II 放射線による被ばくの防止に関する説明書 III 火災及び爆発の防止に関する説明書 IV 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書 V 主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書 VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 VI-1 品質管理の方法等の技術基準への適合に関する説明書 VII その他の添付書類 ・標準化学処理工程図、系統説明図等	六 変更の理由 I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 II 放射線による被ばくの防止に関する説明書 III 火災及び爆発の防止に関する説明書 IV 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書 V 主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書 VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 VI-1 品質管理の方法等に関する説明書 VI-2 許可との整合性に関する説明書 VII その他の添付書類 ・標準化学処理工程図、系統説明図等 ・各種説明書類(基本方針、評価書、計算書)【I~V以外の巻、溢水、重大事故等】 ・系統図、配置図、構造図等	○ ○	IV 変更の理由 ・発電用原子炉の設置許可と整合性に関する説明書 ・各種説明書類(基本方針、評価書、計算書) ・設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 ・機器の配置を明示した図面及び系統図

従来、仕様表記載対象以外で本文添付図(系統図、配置図、構造図)に存在を記載していたような重要度の低い設備についても、本項の基本設計方針の中で網羅的に記載する



(参考)基本設計方針の展開イメージ

<展開方針案>

- ・既認可より「c.設計の基本方針」に記載していた内容については、施設固有の設計方針を含む(発電炉工認における第2章 個別項目に相当)ため、原則、削除しない。
- ・また、新基準によっても要求事項に変更のない項目(臨界、閉じ込め等)に係る基本設計方針は作成しない。

<再処理 基本設計方針の構成(案)>

1. 安全機能を有する施設の地盤
2. 自然現象
 - 2.1 地震による損傷の防止
 - 2.2 外部からの衝撃による損傷の防止
3. 火災等による損傷の防止
4. 再処理施設内における溢水等による損傷の防止
5. 設備に対する要求事項
 - 5.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備
 - 5.2 材料及び構造
 - 5.3 計測制御系統施設
 - 5.4 放射線管理施設
 - 5.5 電気設備
6. その他
 - 6.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止
 - 6.2 安全避難通路等

基本設計方針においては、認可基準である技術基準の各条に対する基本設計方針を展開する。

当社の場合は既認可において既に「c.設計の基本方針」にて設備固有の方針を記載済みであるため、発電炉工認のように「共通・個別」の区分けは行わず、個別項目として記載している計測制御系統施設等の基本設計方針についても、設備に対する要求事項の中で項目を起こして記載する。

(参考)<発電炉工認における基本設計方針の構成>

- 【第1章 共通項目】
1. 地盤等
 2. 自然現象
 - 2.1 地震による損傷の防止
 - 2.2 津波による損傷の防止
 - 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止
 3. 火災
 4. 溢水等
 5. 設備に対する要求事項
 - 5.1 安全設備、設計基準対処施設及び重大事故等対処設備
 - 5.2 材料及び構造等
 - 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止
 - 5.4 耐圧試験等
 - 5.5 安全弁等
 - 5.6 逆止め弁
 - 5.7 内燃機関
 - 5.8 電気設備の設計条件
 6. その他
 - 6.1 立ち入りの防止
 - 6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止
 - 6.3 安全避難通路等
 - 6.4 放射性物質による汚染の防止

【第2章 個別項目】

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設
- ・計測制御系統施設
- ...



新規制基準を踏まえた仕様表作成対象の考え方について

<仕様表作成対象>

設備の重要度を踏まえ、仕様表作成対象は、「安全上重要な施設」および「重大事故等対処施設」とする。

また、「安全機能を有する施設」(安全上重要な施設以外)であっても、「(旧)使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第六条の二(性能の技術基準上の基準)に該当していた検査のうち、「再処理施設の技術基準に関する規則」で要求がある検査に該当する設備は、仕様表作成対象とする。

安重区分	安全上重要な施設					安全機能を有する施設(安全上重要な施設以外)			
	S	B	B(Ss)	C(Ss)	C	B(Ss)	B	C(Ss)	C
事業変更許可申請書の本文または添付書類六に仕様の記載がある設備	対象	対象	対象	対象	対象	対象*1			
						対象外			
事業変更許可申請書の本文または添付書類六に仕様の記載ない設備	対象	対象	対象	対象	対象	対象*1			
						対象外			

*1:仕様表作成対象は、技術基準等への適合性を確保するための設計対応(発電炉と同様の様式類の作成)で整理した上で、設工認申請する。

<重大事故等対処施設に該当する設備の例>

- ・常用電気設備、一般圧縮空気系

<「(旧)使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第六条の二(性能の技術基準上の基準)に該当していた検査のうち、「再処理施設の技術基準に関する規則」で要求がある検査に該当する設備の例>

- ・第1海洋放出ポンプ、モニタリングポスト

再処理施設に関する設工認本文構成比較（再処理本体：2項変更の場合）

再処理設工認（旧）	再処理設工認（新基準見直し案）	【参考】発電炉工認（※規則等より引用）
<p>別紙 一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 工事を行う事業所の名称及び所在地 三 変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 別添Ⅰ イ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>〇.〇.〇 ××設備 a. 設置／変更の概要 b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準 c. 設計の基本方針 d. 設計条件及び仕様 e. 工事の方法 準拠すべき主な法令、規格及び基準表 系統図 配置図 構造図 その他の重要な機器等の構造図 工事フロー図</p> <p>□ 再処理設備本体 : ハ 製品貯蔵施設 : ニ 計測制御系統施設 : ホ 放射性廃棄物の廃棄施設 : ヘ 放射線管理施設 : ト その他再処理設備の附属施設 :</p> <p>四 変更に係る設計及び工事の方法に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する事項 別添Ⅱ 全社品質保証計画書</p> <p>五 変更の理由</p>	<p>別紙 一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 工事を行う事業所の名称及び所在地 三 変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 別添Ⅰ イ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p style="text-align: center;">施設共通 基本設計方針 工事の方法（工事フロー図を含む）</p> <p>〇.〇.〇 ××設備 a. 設置／変更の概要 b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準 c. 設計の基本方針 d. 設計条件及び仕様 e. 工事の方法 準拠すべき主な法令、規格及び基準表 系統図 配置図 構造図 その他の重要な機器等の構造図 工事フロー図</p> <p>□ 再処理設備本体 : ハ 製品貯蔵施設 : ニ 計測制御系統施設 : ホ 放射性廃棄物の廃棄施設 : ヘ 放射線管理施設 : ト その他再処理設備の附属施設 :</p> <p>四 工事工程表 別添Ⅱ 工事工程表</p> <p>五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 別添Ⅲ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>六 変更の理由</p>	<p>Ⅰ 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名等</p> <p>Ⅱ 工事計画 原子炉本体 ・要目表 ・基本設計方針 ・主要設備、兼用設備リスト ・適用基準及び適用規格 ・工事の方法</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 : 原子炉冷却系統施設 : 計測制御系統施設 : 放射性廃棄物の廃棄施設 : 放射線管理施設 : 原子炉格納施設 : 非常用電源設備 : 常用電源設備 : : :</p> <p>Ⅲ 工事工程表</p> <p>Ⅳ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>Ⅴ 変更の理由</p>

再処理施設共通となる工事の方法を添付する。
 （既認可の工事の方法は現状まま）

注）赤字は新規制に伴い新規に追加する書類を示す。

再処理施設に関する設工認添付書類構成比較（再処理本体：2項変更の場合）（1/2）

再処理設工認（旧）	再処理設工認（新基準見直し案）	炉との対応	【参考】発電炉工認 （※工事計画に係る手続きガイドより引用）
添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書	添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書	16)	1)発電用原子炉の設置許可との整合性に関する説明書
添付Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	添付Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	19),26)	2)発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
添付Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書	添付Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書	29)	3)設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
添付Ⅳ 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書	添付Ⅳ 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書 ・重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書	9),10) 9),10)	4)安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
添付Ⅴ 主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書	添付Ⅴ 主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書 ・重大事故等対処設備の耐圧強度及び耐食性に関する説明書	11) 11)	5)発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
添付Ⅵ 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 ・安全冷却水系の安全上重要な施設である屋外設置設備の凍結防止及び融雪に関する説明書 ・安全上重要な施設であって火災の影響を受けるおそれのあるものの選定に関する説明書 ・〇〇建屋のA、Asクラス機器への波及的影響評価について ・高レベル廃液ガラス固化建屋の迷路板(冷却空気入口シャフト側)の耐震計算書 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の迷路板(冷却空気出口シャフト側)の耐震計算書 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の迷路板(冷却空気入口シャフト側)の耐震計算書 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の迷路板(冷却空気出口シャフト側)の耐震計算書 ・冷却塔の雪荷重に関する強度計算書 ・除染バスケット強度計算書 ・燃料貯蔵プールゲート等に関する強度計算書 ・BWR燃料用バスケット及びPWR燃料用バスケット強度計算書 ・第2非常用ディーゼル発電機の安全上重要な負荷の順次投入に関する説明書 ・ライニングの固定方法に関する説明書 ・温度計の形状、使用条件について ・燃焼度計測設備の原理の説明書 ・燃料集合体、燃料収納缶及びバスケット落下時のライニングの健全性に関する説明書 ・ハル・エンドピースドラム落下時のライニングの健全性に関する説明書 ・粉末缶等の落下時のグローブボックスの健全性評価に関する説明書 ・燃料取出し装置及び燃料取扱い装置による燃料集合体のつり上げ高さに関する説明書 ・放射線管理に係る考え方	添付Ⅵ 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 ・安全冷却水系の安全上重要な施設である屋外設置設備の凍結防止及び融雪に関する説明書 ・安全上重要な施設であって火災の影響を受けるおそれのあるものの選定に関する説明書 ・〇〇建屋のSクラス機器への波及的影響評価について ・高レベル廃液ガラス固化建屋の迷路板(冷却空気入口シャフト側)の耐震計算書 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の迷路板(冷却空気出口シャフト側)の耐震計算書 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の迷路板(冷却空気入口シャフト側)の耐震計算書 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の迷路板(冷却空気出口シャフト側)の耐震計算書 ・冷却塔の雪荷重に関する強度計算書 ・除染バスケット強度計算書 ・燃料貯蔵プールゲート等に関する強度計算書 ・BWR燃料用バスケット及びPWR燃料用バスケット強度計算書 ・第2非常用ディーゼル発電機の安全上重要な負荷の順次投入に関する説明書 ・ライニングの固定方法に関する説明書 ・温度計の形状、使用条件について ・燃焼度計測設備の原理の説明書 ・燃料集合体、燃料収納缶及びバスケット落下時のライニングの健全性に関する説明書 ・ハル・エンドピースドラム落下時のライニングの健全性に関する説明書 ・粉末缶等の落下時のグローブボックスの健全性評価に関する説明書 ・燃料取出し装置及び燃料取扱い装置による燃料集合体のつり上げ高さに関する説明書 ・放射線管理に係る考え方	2) 5) 9) 9) 9) 9) 9) 9) 9) 11) 11) 11) 11),30) 11) 11) 14) 17) 17) 17) 17),19) 25)	6)発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 7)発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 8)機器の配置を明示した図面及び系統図 9)耐震性に関する説明書 10)基礎に関する説明書 11)強度に関する説明書 12)設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 13)原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書 14)計測装置等の構成に関する説明書 15)計測装置等の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面 16)核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 17)燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 18)冷却能力に関する説明書 19)使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書 20)兼用キャスクにあっては、外運搬規則第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書 21)作動又は起動回路の説明図 22)中央制御室の機能、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書並びに緊急時対策所の機能に関する説明書 23)流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止機能についての計算書 24)固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書 25)管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書 26)放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書

注) 赤字は新規制に伴い新規に追加する書類を示す。

再処理施設に関する設工認添付書類構成比較 (再処理本体：2項変更の場合) (2/2)

再処理設工認 (旧)	再処理設工認 (新基準見直し案)	炉との 対応	【参考】 発電炉工認 (※工事計画に係る手続きガイドより引用)
<ul style="list-style-type: none"> 搬送設備の容量に関する説明書 使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫の冷却性能に関する計算書 プール水冷却系の冷却能力に関する説明書 崩壊熱除去に関する説明書 漏えい液受皿及び堰の容量に関する説明書 漏えい液の回収に関する説明書 燃料貯蔵プール等の漏えい検知に関する説明書 逆流防止に関する設計の基本方針 事故時の中央制御室運転員の被ばく線量評価について 事故時の緊急時対策所内要員の被ばく線量評価について 	<ul style="list-style-type: none"> 搬送設備の容量に関する説明書 使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫の冷却性能に関する計算書 プール水冷却系の冷却能力に関する説明書 崩壊熱除去に関する説明書 漏えい液受皿及び堰の容量に関する説明書 漏えい液の回収に関する説明書 燃料貯蔵プール等の漏えい検知に関する説明書 逆流防止に関する設計の基本方針 事故時の中央制御室運転員の被ばく線量評価について 事故時の緊急時対策所内要員の被ばく線量評価について 添付VI-1 再処理施設に係る設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 添付VI-2 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書 	<ul style="list-style-type: none"> 17) 26) 18) 26) 23) 23) 23) 23) 22) 22) 12) 1) 	<ul style="list-style-type: none"> 28)原子炉格納施設的设计条件に関する説明書 29)原子炉格納施設の 水素濃度低減性能 に関する説明書 30)非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 31)常用電源設備の健全性に関する説明書
<p>添付VII その他の添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 系統説明図 航空機に対する防護設計に関する説明書 <div data-bbox="439 1686 887 1843" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>新規申請設備の図面類に関しては、本文添付図ではなく添付書類に添付する。</p> </div>	<p>添付VII その他の添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機に対する防護設計に関する説明書 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 再処理施設の火災防護に関する説明書 再処理施設の溢水防護に関する説明書 再処理施設の内部飛散物による損傷防護に関する説明書 計測装置等の構成に関する説明書 作動又は起動回路の説明図 中央制御室の機能に関する説明書 緊急時対策所の機能に関する説明書 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 常用電源設備の健全性に関する説明書 汚染の持込防止に関する説明書 環境試料分析装置に関する説明書 臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 再処理施設の系統図、配置図、構造図等 	<ul style="list-style-type: none"> 2) 2) 4) 3) 5) 6) 7) 14) 21) 22) 22) 30) 31) 22) 25) 4) 4) 4) 4) 4) 8),15) 	

注) 赤字は新規に伴い新規に追加する書類を示す。

特定廃棄物管理施設に関する設工認本文・添付書類構成

廃棄物管理施設設工認（新基準見直し案）	
本文	別紙 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
	二 変更に係る事業所の名称及び所在地
	三 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法
	別添 I イ 廃棄物管理設備本体
	施設共通
	基本設計方針
	1 核燃料物質の臨界防止
	2 地盤
	3 自然現象
	3.1 地震による損傷の防止
	3.2 津波による損傷の防止
	3.3 外部からの衝撃による損傷の防止
	4 閉じ込めの機能
	5 火災等による損傷の防止
	6 遮蔽
	7 設備に対する要求事項
	7.1 安全機能を有する施設
	7.2 材料及び構造
	7.3 搬送設備
	7.4 廃棄物管理設備本体
	7.4.1 管理施設
	7.5 放射性廃棄物の受入施設
	7.6 計測制御系統施設
	7.7 放射線管理施設
	7.8 その他廃棄物管理設備の附属施設
	7.8.1 消防用設備
	7.8.2 電気設備
	7.8.3 通信連絡設備
	7.8.4 圧縮空気設備
	7.8.5 給水処理設備
7.8.6 蒸気供給設備	
8 その他	
8.1 特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	
8.2 安全避難通路等	
一 工事の方法（工事フロー図を含む）	
○.○.○ ××設備	
a. 変更の概要	
b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準	
c. 設計条件及び仕様	
準拠すべき主な法令、規格及び基準表	
□ 放射性廃棄物の受入れ施設	
ハ 計測制御系統施設	
ニ 放射線管理施設	
ホ その他廃棄物管理設備の附属施設	

廃棄物管理施設設工認（新基準見直し案）	
本文	四 工事工程表 別添Ⅱ 工事工程表
	五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 別添Ⅲ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
	六 変更の理由
添付書類	(1) 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書
	添付Ⅰ 放射線による被ばくの防止に関する説明書
	添付Ⅱ 主要な廃棄物管理施設の耐震性に関する説明書
	添付Ⅲ 主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書
	添付Ⅳ その他の添付書類
	・航空機に対する防護設計に関する説明書
	・廃棄物管理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
	・安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書
	・廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書
	・電気設備に関する説明書
	・通信連絡設備に関する説明書
	・安全避難通路に関する計算書
	・非常用照明に関する説明書
	・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
	・廃棄物管理施設の系統図、配置図、構造図等
・設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	
・廃棄物管理事業変更許可申請書との対応	
・廃棄物管理施設の系統図、配置図、構造図等	

※ 本構成は、廃棄物管理施設全体の構成を示したものである。変更認可申請においては、新規基準を踏まえて追加、変更した項目に対して申請を行う。

また、再処理施設の構成については現在検討中であり、別途提示する。

様式類の例

第5図相当 適合性確認対象設備の抽出	第7図相当 【発電炉でいう別表相当】仕様表作成分類の判断	申請対象と記載区分
-----------------------	---------------------------------	-----------

再	① 事業指定基準規則 / 技術基準規則	② 事業指定基準規則及び解釈	③ 技術基準規則及び解釈	④ 必要な 機能等	⑤ 設備等	⑥ 設備 / 運用	⑦ 既設 / 新設	⑧ 常設 / 可搬	⑨ 追加要求事項に対して必須の 設備又は運用か (○, ×)	⑩ 既設工認 で認可済の設備か (○, ×)	⑪ 事業変更許可申請書本文 (主要設備及び機器の種類) 記載有無 (○, ×)	⑫ 事業変更許可申請書 添付書類六 (主要設備の仕様) 記載有無 (○, ×)	⑬ 安全上重要な施設に該 当するか (○, ×)	⑭ 耐震重要度分類 S,B,B(Ss),C(Ss)に該当 するか (○, ×)	⑮ 再処理第1種~第5種 に該当するか (○, ×)	⑯ 既設工認 (仕様表) 記載有無 (○, ×)	⑰ 必要な対策が区分A~Dのうちどこに対応するか A:仕様表(新規) + 基本設計方針 + 添付書類 B:仕様表(追加/変更) + 基本設計方針 + 添付書類 C:基本設計方針 + 添付書類 D:設工認の記載されない(事業者が自主的に要求事項に ないことについて対応するもの等)	⑱ 再処理規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分	備考
再処理	第5条 火災等による 損傷の防止 / 第11条 火災等による 損傷の防止	<p>第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」とい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第1項について、放射性物質を内包する機器(容器、管等)及びセル等における火災又は爆発の原因は、例えば、以下の各号に掲げるものをいう。 一 爆発性ガス、可燃性の液体、化学物質(水素、過酸化水素、リン酸トリブチル(TBP)とその希釈液、硝酸ヒドrazilン等)の使用 二 水溶液、有機溶媒、固体中での放射線分解による水素の発生 三 化学反応(有機物のニトロ化等)による爆発性物質又は可燃性物質(レッドオイル等)の生成 四 自然発火性材料の存在(ジルカロイの微粒子) ...</p>	<p>第四条 安全機能を有する施設が火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備(警報設備にあつては自動火災感知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。)を施設しなければならない。</p>	火災の発生防止 火災の感知、消火 早期の火災感知及び消火	消火設備 防火水槽	設備	既設 / 新設	常設	○	○	×	×	×	×	×	×	C	その他再処理設備の附属設備 その他の主要な事項 火災防護設備	

*重大事故等対処施設についても同等のフォームを準備する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

技術基準規則 第11条（火災等による損傷の防止）	条文の分類 施設共通
再処理施設の技術基準に関する規則	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>4 有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気中で有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>5 有機溶媒等を取り扱う設備であつて、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。</p> <p>6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏れ出した場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがある</p>	<p>なし</p>

<p>ものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。</p> <p>8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない</p> <p>9 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。</p> <p>10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。</p> <p>11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>12 ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。</p>				
対象施設		適用要否 判断 (○△)	理由	備考
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設		○	・火災の発生防止	
再 処 理 設 備 本 体	せん断処理施設	○	・火災の発生防止	
	溶解施設	○	・火災の発生防止	
	分離施設	○	・火災の発生防止	
	精製施設	○	・火災の発生防止	
	脱硝施設	○	・火災の発生防止	
	酸及び溶媒の回収施設	○	・火災の発生防止	
製品貯蔵施設		○	・火災の発生防止	
計測制御系統施設		○	・火災の発生防止	
放射性廃棄物の廃棄施設		○	・火災の発生防止	
放射線管理施設		○	・火災の発生防止	
属 施 設	その他再処理設備の附	○	・火災の発生防止	
	電気設備	○	・火災の発生防止	
	圧縮空気設備	○	・火災の発生防止	
	給水処理設備	○	・火災の発生防止	
	冷却水設備	○	・火災の発生防止	
	蒸気供給設備	○	・火災の発生防止	

	分析設備	○	・火災の発生防止	
	化学薬品貯蔵供給設備	○	・火災の発生防止	
	火災防護設備	○	・火災の発生防止 ・火災の感知・消火 ・火災の影響軽減	
	竜巻防護対策設備	○	・火災の発生防止	
	溢水防護設備	○	・火災の発生防止	
	化学薬品防護設備	○	・火災の発生防止	
	補機駆動用燃料補給設備	△		第三十五条の 要求事項
	放出抑制設備	△		第三十五条の 要求事項
	緊急時対策所	○	・火災の発生防止	
	通信連絡設備	○	・火災の発生防止	
建物、洞道		○	・火災の発生防止 ・火災の影響軽減	
施設共通		○	・火災の発生防止 ・火災の感知・消火 ・火災の影響軽減	

施設と条文の対比一覧表(再処理施設:例)

施設 / 設備区分	(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)																																																			
	第1章 総則	第2章 安全機能を有する施設																			第3章 重大事故等対応施設																															
	第1条	第2条	第3条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第37条	第38条	第39条	第40条	第41条	第42条										
再処理施設の種類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設																																																				
再処理設備本体	せん断処理施設																																																			
	溶解施設																																																			
	分離施設																																																			
	精製施設																																																			
	脱硝施設																																																			
	酸及び溶媒の回収施設																																																			
製品貯蔵施設																																																				
計測制御系統施設																																																				
放射性廃棄物の廃棄施設																																																				
放射線管理施設																																																				
その他再処理設備の附属施設	電気設備																																																			
	圧縮空気設備																																																			
	給水処理設備																																																			
	冷却水設備																																																			
	蒸気供給設備																																																			
	分析設備																																																			
	化学薬品貯蔵供給設備																																																			
	火災防護設備																																																			
	竜巻防護対策設備																																																			
	溢水防護設備																																																			
	化学薬品防護設備																																																			
	補機駆動用燃料補給設備																																																			
	放出抑制設備																																																			
緊急時対策所																																																				
通信連絡設備																																																				
建物・洞道																																																				
施設共通 (安全避難通路等)																																																				

[注記] ○: 本文要求の施設、設備等。△: 必要設備等。
 △: 本文要求の施設、設備等。△: 必要設備等。
 □: 関係規定等に適合する必要な施設設備等。
 —: 本文要求の施設設備等。(欄外に「0」を記入)

第〇条 (〇〇〇〇) 様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第〇条 (〇〇〇〇)				
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方				
No.	基本設計方針に記載する事項	設工認資料作成の考え方 (理由)	項・号	添付書類
〇①	〇〇〇設計の方針	技術基準の要求を受けている内容	○	○
〇②	〇〇〇防護措置	〇〇〇のための必要な措置	○	○
〇③	〇〇〇の影響を考慮する施設	〇〇〇の影響を考慮する施設の抽出の考え方	△	△
〇④	設計条件	〇〇〇による影響評価に必要な事項	□	□
2. 事業指定申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	添付書類	
〇□	〇〇〇	「〇〇〇」については、技術基準の要求事項を受け、「△△△」と記載する。	○	
3. 事業指定申請書の添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	添付書類	
〇◇	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文と趣旨が同じであり記載しない	○	
〇◇	〇〇〇の設計条件	「設計条件」の設定に係る説明項目であることから記載しない。	△	
〇◇	〇〇〇の特徴	影響因子の選定の前提となる説明項目であることから記載しない。	□	
〇◇	〇〇〇で考慮する影響	〇〇〇の特徴を踏まえた影響因子の選定に係る説明項目であることから記載しない。	○	
〇◇	設計対処施設	基本設計方針には設計の全体方針を記載し、個別施設の詳細内容については添付書類に記載する。	○	
〇◇	〇〇〇の影響に対する設計対処施設の設計方針	〇〇〇の影響に対する施設の設計方針の導入説明であり記載しない。	△	
〇◇	〇〇〇に包含される内容	〇〇〇は「□□□」の影響に包含されることから記載しない。	□	
4. 添付書類等				
No.	書類名			
○	〇〇〇の説明書			

要求事項との対比表 第〇条 (1 / 1)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業指定申請書 本文	事業指定申請書 添付書類六	備考

様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(再処理施設)

再処理施設の種別			項目番号			1			2			3			4			5			6			
その他再処理設備の附属施設 火災防護設備			基本設計方針			用語の定義は「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」による。 第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地震等、2. 自然現象、4. 溢水及び化学薬品等、5. 設備に対する要求、6. その他の基本設計方針については、再処理設備本体の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。			第2章 個別項目 1. 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。 火災防護上重要な機器等は、再処理施設において火災及び爆発が発生した場合に、安全評価上その機能を期待する安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等とする。 安重機能を有する機器等は、安全機能を有する施設において火災又は爆発が発生した場合に、冷却、水素燃焼、火災及び爆発の防止、境界防止、遮断並びに関心領域に係る安全機能の機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器とする。 放射性物質貯蔵等の機器等は、安全機能を有する施設において火災又は爆発が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものとする。			消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保し、工業用水設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火用水供給を優先する設計とする。 消火用水供給系は、2時間の最大放水量(426m ³)を確保する設計とする。			水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。 消火用水供給系の水源は、ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方から消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。			消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。 消火設備の消火剤は、消防法施行規則に基づく容量を配備する設計とする。			安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 (1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用 (2) 責任帯及び遮断帯に対する絶縁油の内包 (3) 難燃ケーブルの使用 (4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用 (5) 保温材に対する不燃性材料の使用 (6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用			
																								要求種別
施設区分	機器区分	関連条文	設備名称	設工設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設工設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設工設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設工設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設工設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設工設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設工設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法
火災防護設備	消火設備	6.8.11.16条	消火用水貯槽	--	--	--	--	--	--	①名称(変更なし) ②個数(変更なし) ③消火用水貯槽の容量(変更なし) ④系統図(変更なし)	②③④ 同左 ①	【検査項目】 +試験報告 添付・外観検査①②③④	①名称(変更なし) ②個数(変更なし) ③系統図(変更なし)	②③ 同左 ①	【検査項目】 添付・外観検査①②③	①消火剤の種類(変更なし) ②消火設備に必要な消火剤の容量が、消防法に基づく容量以上であること。(変更なし)	①② 同左	【検査項目】 添付・外観検査①②	①不燃性材料又は難燃性材料の使用	①左記のとおり	【検査項目】 添付・外観検査①			
火災防護設備	消火設備	6.8.11.16条	防火水槽	--	--	--	--	--	--	①②③④ ・系統図(消火設備) ⑤ 再処理施設の火災防護に関する説明書(添)	--	--	①②③ ・系統図(消火設備)	--	--	①消火剤の種類(変更なし) ②消火設備に必要な消火剤の容量が、消防法に基づく容量以上であること。(変更なし)	①② 同左	【検査項目】 添付・外観検査①②	①不燃性材料又は難燃性材料の使用	①左記のとおり	【検査項目】 添付・外観検査①			